

福岡工業団地地区 地区計画用途制限一覧

用途地域内の建築物の用途制限		工 業 地 域	福 岡 工 業 団 地 地 区 計 画	備 考
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> 建てられる用途 </div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px; margin-top: 5px;"> <div style="background-color: black; width: 15px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> 建てられない用途 </div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px; margin-top: 5px;"> <div style="background-color: yellow; width: 15px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> 地区整備計画(素案)で制限する用途 </div> <div style="margin-top: 5px;">▲ 面積、階数等の制限あり</div>				
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○		
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	○	○	ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店でその用途に供する床面積の合計が200㎡以内のものを除く
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	○	○	
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの				
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの	○	○	
ホテル、旅館				
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	○		
	カラオケボックス等	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ばちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等			
	キャバレー、個室付浴場等			
公共施設・病院・学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校			
	大学、高等専門学校、専修学校等			
	図書館等	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	
	神社、寺院、教会等	○		
	病院			
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	地区内に存する事業所が自らの従業員のために建築物に附属して設けるものに限る
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○		
	自動車教習所	○		
単独自動車車庫(附属車庫を除く)		○	○	
建築物附属自動車車庫		○	○	※一団地の敷地内について別に制限あり
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	○		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	
自動車修理工場		○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	
	量が少ない施設	○	○	
	量がやや多い施設	○	○	
	量が多い施設	○	○	

※ この表は用途制限の概要を示すもので、すべての制限について掲載したものではありません。
 注 用途地域の指定のない区域は、市街化調整区域を除く。